道路附属物等における色彩・デザイン等の考え方

名古屋市

名古屋市の取り組み

- ①大規模建築物・工作物
 - ⇒景観法に基づく届出。景観形成基準への適合などを確認する景観 アドバイザー制度がある
- ②都市景観形成地区
 - ⇒地域ごとに景観形成基準が定められており、基準をベースに 協議会等にて整備方針を決定
- ③横断歩道橋
 - ⇒局独自の「横断歩道橋塗装マニュアル」に基づき整備
- ・道路のデザイン~道路デザイン指針(案)とその解説
- ・景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン



国の仕様書等を準用しているため、契約図書への位置付けは同じ

①大規模建築物 · 工作物

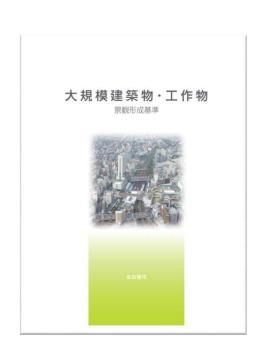
景観計画区域内(市内全域)で大規模建築物、大規模工作物の新築等を計画する場合は、景観形成基準への適合とともに、工事着工の30日前までに景観法にもとづく行為の届出が必要。

【大規模工作物】

- ●地上からの高さが31メートルを超える工作物
- ●敷地の用に供する土地の面積が10,000平方メートルを超える工作物
- ●地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他 これらに類する工作物
- •<u>幅員が15メートルを超え、又はその延長が30メートルを超える橋</u>りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物

【大規模建築物】

- ●高さが31メートルを超える建築物
- ●延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物

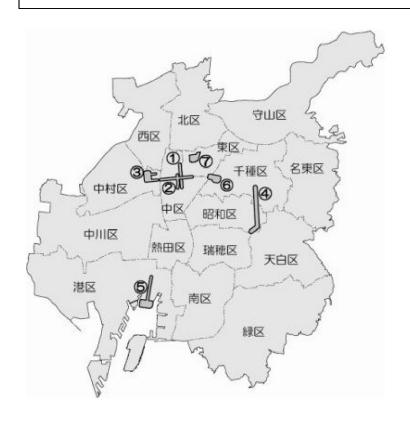


②景観形成地区

昭和59年に**名古屋市都市景観条例**が制定され、それに基づき都市景観整備地区ごとに都市景観形成基準を定め、助言・指導を行ってきた。

しかし、十数年が経過し、当時想定していなかった演出広告等もみられるようになり、 これまでの基準では対応できなくなってきた。

そこで、平成16年の景観法の制定に合わせ、「都市景観整備地区」を「都市景観形成地区」として新たに基準等を見直した。



- ①久屋大通都市景観形成地区
- ②広小路·大津通都市景観形成地区
- ③名古屋駅都市景観形成地区
- 4)四谷·山手通都市景観形成地区
- ⑤築地都市景観形成地区
- ⑥今池都市景観形成地区
- ⑦白壁・主税・橦木都市景観形成地区

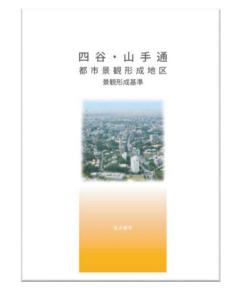
四谷・山手通都市景観形成地区の事例

- ・地域の区制協力委員や地元大学を交えた協議会を設置
- ・協議会の中で、形状や色について決定

整備内容

無電柱化、統合柱、ダークブラウン







白壁・主税・橦木都市景観形成地区の事例

- ・地域住民に対する説明会の場でデザイン等について提案
- ・地域との話し合いの中で、形状や色について決定

整備内容

無電柱化、バリアフリー、ダークブラウン







都市高速関連事業(江川線)の事例

- ・地域住民に対する説明会の場でデザイン等について提案
- ・地域との話し合いの中で、形状や色について決定

整備内容

無電柱化、自転車道、グレーベージュ





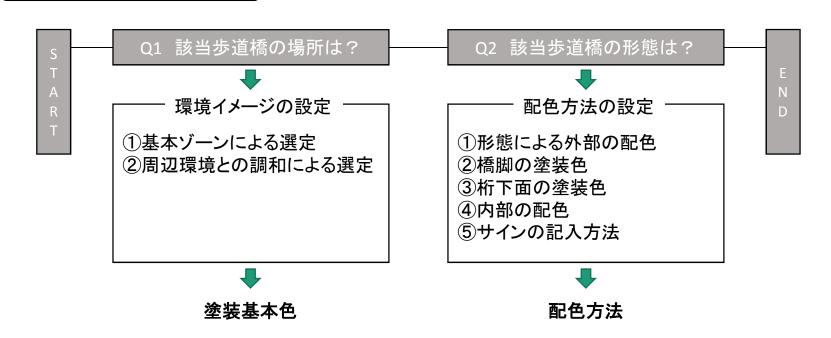
③横断步道橋

マニュアルの目的

- ①デザイン都市"なごや"にふさわしい塗装色とする
- ②歩道橋デザイン化の一環を担う
- ③都市景観向上に役立てる
- 4)市民から親しまれ、分かりやすい道路にする



マニュアルの使用手順



課題

①歩道橋ネーミングライツパートナー事業について



- ・単色(蛍光色、反射性のある色は不可)
- ・企業ロゴは2文字程度
- ・歩道橋1橋あたり月額2万5千円以上 (税抜き・千円単位)で3年以上の期間

②まちづくり会社による取り組み





●規制により自由度が失われると企業の協力に影響が出ないか懸念される

今後について

課題	現状とあるべき姿
契約図書への反映	今でも契約図書に位置づけられてはいるが・・・ ⇒国の基準を準拠しているため、今後の国の動向に合わせる
占用物件への適用	「占用物件の形状及び色彩は、美観を損なわないもので、かつ 周辺環境と調和したものであること」との記述しかない ⇒今回の取りまとめを占用者に対し周知徹底する
まちづくり団体との調整	現状はまちづくり会社の意向通り ⇒協議の段階で、行政とまちづくり会社の双方にメリットがある 姿を検討する
地域住民(企業)の理解	地域との話では一部の人の意見のみが採用される ⇒地域との協議会や説明会で決定するにあたり、地域の総意 得るしくみを検討する

【考え方】

- ・幹線等連続性のある路線については本検討会での取りまとめを活用
- その他の路線については地域の意見も踏まえながら自治体としてきめ細かい対応を行っていく